

ミャンマー商標法施行に伴う最新情報及び旧商標に基づく再出願のご依頼について

2020年2月13日

1. 概要

2019年1月30日に大統領に承認されたミャンマー商標法について、今年より正式に施行される見通しとなっているものの、未だ正式なオフィシャル通達が発行されていない現状です。これまでに現地及び関係各国事務所から収集した情報に基づき、進展及び今後の予定をご案内申し上げます。なお、2019年12月3日付けの弊社ニュースレターと同様ですが、これらの情報は2020年2月3日時点で入手できたものをベースにしており、予告なしに変更される可能性がある点につき、予めご留意お願い致します。

2. 現状

前回のニュースレターでは、2020年1月よりソフトオープニング開始の可能性が高いとご連絡いたしました。が、未だソフトオープニングは開始されておりません。一部現地事務所の情報では、2020年2月中に、ソフトオープニングが開始されるとの情報もございますが、依然として、ミャンマー当局による正式な通知は発表されていないため、ソフトオープニングの開始時期は不明確です。

また、新制度の仕組みや手続き等についても、新たな情報は無く、正式な通知は発表されておりません。

3. これから再出願を検討されるお客様について

弊社では、既にソフトオープニング開始後の、旧商標（所有権宣言登記済みの商標、またはミャンマーにて使用中の商標）に基づく再出願のご依頼受付を開始致しました。旧商標をお持ちのお客様は、ソフトオープニング期間中に旧商標に基づき再出願を行うことをご提案致します。現地ミャンマーに訪問したところ、出願対応できる特許事務所が限られていることから、新法施行後に出願準備に取り掛かった場合、現地代理人とのコミュニケーション（書類準備、質疑応答など）に遅延が発生することが予想されます。そのため、ミャンマー商標出願予定の商標を既に特定されている場合、弊社商標部に旧商標に基づく再出願のご依頼をいただければ、現地代理人と新規出願案件情報を事前に共有させていただきますので、何なりとお申し付けください。尚、2で記載の通り、新制度に関する情報として、料金（庁費用）も発表されておらず、現時点では正確な出願費用をお伝えすることができませんが、東南アジア諸国の平均的な出願費用（約15-20万円/件 現地、弊社費用含む）をご想定頂けると幸いです。庁より、料金情報が発表された後に、ご希望に応じて概算出願費用を改めてご連絡させていただきます。

4. 既に旧商標に基づく再出願のご依頼をいただいているお客様について

既に頂いておりますご依頼に関しましては、ソフトオープニング開始後、必要書類等の情報が明確となった時点で、順次に出願手続きの案内を行う予定です。ソフトオープニング開始迄、もうしばらくお待ちいただくようお願い申し上げます。

5. その他の留意点

・実体審査（グランドオープニング後にスタート）では絶対的拒絶理由のみの審査となり、異議申立の場合にのみ、相対的拒絶理由が審査される模様です。異議申立の審査では、使用開始日が先後願の判断に用いられるとの情報がございますので、使用開始日及び使用証拠のご準備をお勧めいたします。最も古い新聞警告の写しや他の使用証拠の保管状況をまずご確認ください。

・登記/使用証拠と出願の権利者及び住所の同一性が求められる場合がございます。今一度、登記情報をご確認ください。なお、旧住所で登記されても、ソフトオープニング期間中に旧商標に基づく再出願において、住所変更等の事実が確認できる登記簿等を提出すればよいという情報がございます。

・現時点では、登記所での登記受付が終了となったとの情報は入っておりません。旧商標をお待ちでない（ミャンマーで未登記・未使用）場合でも、施行に関する正式な通知前（2月末を目途）に現制度に基づく所有権宣言の登記を申請することで、ソフトオープニング期間中の再出願が可能となります。また、グランドオープニング後も、一定期間は、旧商標に基づく出願が可能です。施行に関する正式な通知までに登記申請手続きが完了しなかった場合には、ソフトオープニング中の出願は出来ませんが、グランドオープニング後であれば、旧商標に基づく出願が可能との情報もございます。

しかし、いつ登記業務が中止となるかは依然として不明です。所有権宣言の登記申請には、書類の準備や認証に相当な時間を要し、現地の登記所も混雑が予想されます。急いで書類準備や申請を行っても、施行に関する正式な通知までに登記申請が間に合わない、または、当局の処事情から、登記の受付自体が途中で中止となる事態も否定できません。これから所有権宣言の登記申請をご検討される場合には、上記諸事情を十分にご理解頂いたうえで、ご依頼を頂けますようお願い申し上げます。

上記の内容、または新法に基づく再出願をご依頼に関してご不明な点は、商標部権利化 G (fanwei@ngb.co.jp) までお問い合わせください。

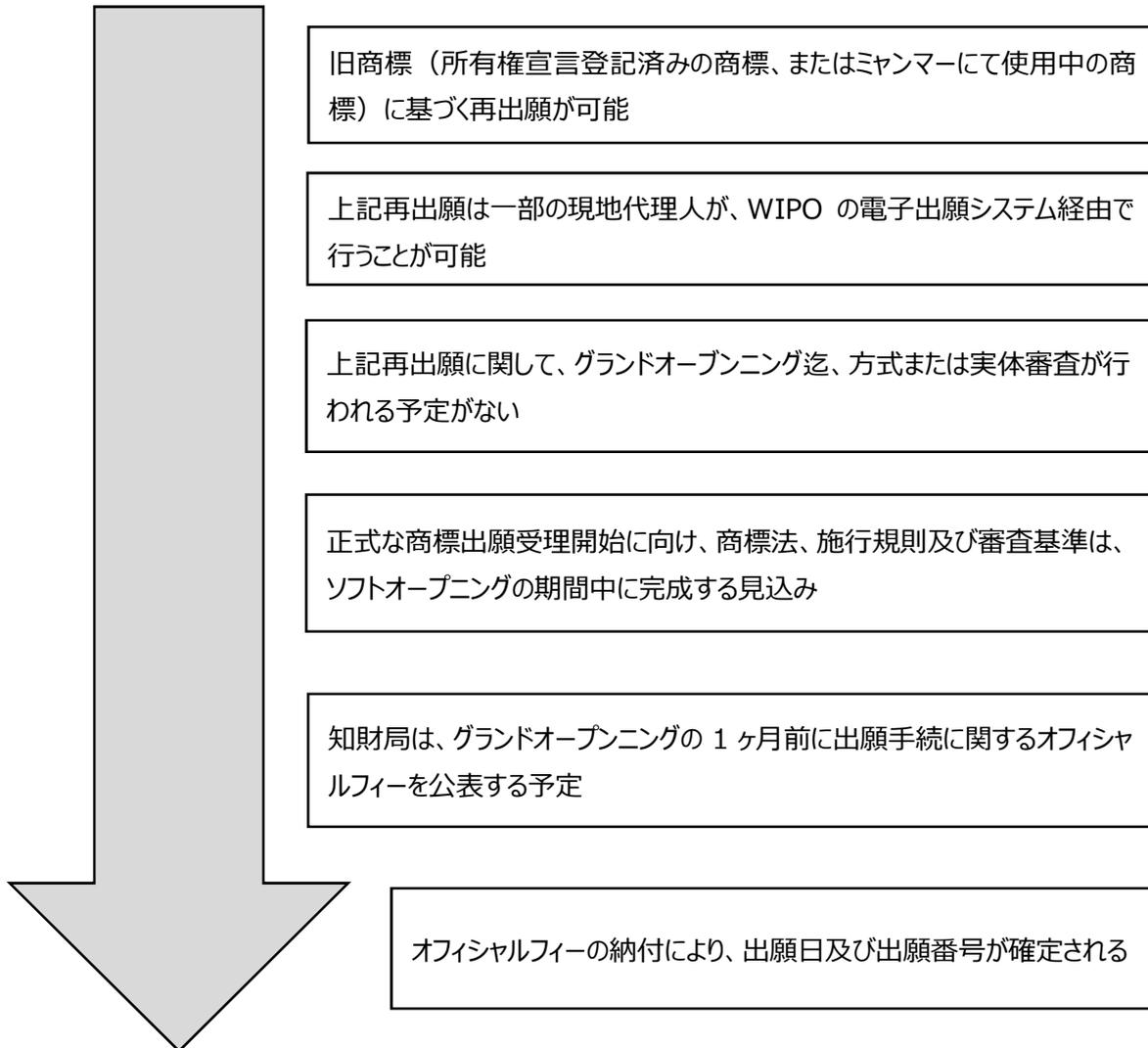
日本技術貿易株式会社 商標部
松本、範

添付書類：今後の流れに関する参考資料（予告なく変更される場合がございます。）

添付書類

ミャンマー当局は、ソフトオープニングの1～2ヶ月前に、1) ソフトオープニングの開始日及び、2) ソフトオープニング期間中の旧商標に基づく再出願手続きに関する詳細を通達する予定

ソフトオープニング 期間(6ヶ月間または以上)



グランドオープニング（正式な新出願受理開始）

